

## 「2006年4月と10月に変更になった主な事柄」を再確認する

(やまだ塾:2012年1月22日掲載)

項 目	ポ イ ン ト
(1)2006年4月から変更になった事柄	<b>■(新法)「障害者自立支援法」の段階的施行</b> ・身体・知的・精神の障害別の福祉サービスを一元化(「福祉サービス」は2006年10月1日より施行) ・利用者に原則1割の費用負担
	<b>■「改正障害者雇用促進法」の施行</b> ・障害者福祉施策との有機的な連携(2005.10施行) ・精神障害者への雇用率制度の適用(2006.4施行) ・在宅就業者への支援(2006.4施行)
	<b>■(新法)「高齢者虐待防止法」の施行</b> ・高齢者の虐待防止や発見者の通報を義務づけ
	<b>■「改正高齢者雇用安定法」の施行</b> ・高齢者の安定した雇用の確保等を図るため措置として、年金支給が始まる65歳までの定年延長や再雇用を企業に義務づけ
	<b>■「改正介護保険法」の施行</b> ・介護の必要性の低い在宅高齢者に対して、家事代行の訪問介護を制限 ・介護に頼らない新サービスに転換
	<b>■国民年金保険料および年金額の改定</b> ・保険料:13,580円/月→13,860円/月 ・年金額:厚生年金や国民年金等の年金額は、2005年の消費者物価指数がマイナス0.3%であったため、2006年6月の支払い分(2006年4月分)から0.3%の減額となる(老齢基礎年金<満額>:792,100円,障害基礎年金<1級>:990,100円,障害基礎年金<2級>:792,100円,遺族基礎年金<妻と子ども1人>:1,020,000円)
	<b>■「児童手当制度」の改正</b> ・小学3年生まで→小学6年生まで ・所得制限額の引き下げ
<b>■2006年度診療報酬改定(医療費の改定)</b> ・初診料:病院2,550円,診療所2,740円→すべて2,700円(窓口負担は、2歳以下2割,3	

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2012 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

		<p>歳～69歳3割, 70歳以上原則1割)</p> <p>・再診料:病院 580円, 診療所 730円→すべて 710円(窓口負担は, 2歳以下2割, 3歳～69歳3割, 70歳以上原則1割)</p> <p>・入院料, 手術料, 検査量など医療費の内訳が大枠で分かる領収書の無料発行を医療機関に義務づけ</p>
	<p>■(新法)「公益通報者保護法」の施行</p>	<p>・会社, 社会福祉法人などの不正を内部告発した従業員に対する解雇・左遷などを禁止</p>
	<p>■「改正労働安全衛生法」の施行</p>	<p>・改正労働安全衛生法の11のポイント</p> <p>①長時間労働者への医師による面接指導の実施</p> <p>②特殊健康診断結果の労働者への通知</p> <p>③危険性・有害性等の調査及び必要な措置の実施</p> <p>④認定事業者に対する計画届の免除</p> <p>⑤安全管理者の資格要件の見直し</p> <p>⑥安全衛生管理体制の強化</p> <p>⑦製造業の元方事業者による作業間の連絡調整の実施</p> <p>⑧化学設備の清掃等の作業の注文者による文書等の交付</p> <p>⑨化学物質等の表示・文書交付制度の改善</p> <p>⑩有害物ばく露作業報告の創設</p> <p>⑪免許・技能講習制度の見直し</p>
(2)2006年10月から変更になった事柄	<p>■(新法)「障害者自立支援法」の全面的施行</p>	<p>・「福祉サービス」は2006年10月1日より施行(サービス費用の利用者1割負担)</p>
	<p>■「改正健康保険法」の施行</p>	<p>①70歳以上で現役並みの所得者の医療費の増額 (高齢者複数世帯 520万円, 高齢者単身世帯 383万円, 窓口負担2割→3割)</p> <p>②70歳以上の長期入院者の食費・住居費負担の増加 (高額療養費の自己負担の引き上げ)</p> <p>③出産育児一時金の引き上げ (1人につき30万円→35万円)</p>

		<p>④埋葬料, 家族埋葬料の引き下げ (標準報酬月額1か月分(最低10万円) → 一律5万円)</p>
	<p>■「改正厚生年金保険法」の施行</p>	<p>・厚生年金保険料率の引き上げ(10月分給与からの天引き) (月14.288%→14.642%, 労使折半) ・厚生年金保険料は, 2004年10月から年0.354%ずつ14年連続して引き上げ, 2017年度以後18.30%となることになっている。</p>
	<p>■(新法)「認定子ども園法」の施行</p>	<p>・保育・教育・子育て支援を一体的に提供する「認定子ども園制度」が創設された。 ・保育・教育・子育て支援の各機能を総合的に備えた保育園や幼稚園を, 各都道府県が条例で定める基準により認定する制度である。 ・ねらいは, 都市部の待機児童(約23000人)を定員割れの進む幼稚園で受け入れることである。 ・さらに, 保育所の保護者の就労による利用制限をなくし, 0~2歳児の子育てをする家庭の母親への子育て支援をする。 ・既存の幼稚園や保育所が, ①親の就労や家庭の事情にかかわらず, すべての子どもを受け入れ, 教育と保育を行う, ②地域の中で子育てを支援する, という二つの機能を備えていれば, 都道府県知事の認定を受けて実施することができる。 ・施設は, 運営主体により4類型とする(①幼保連携型(認可幼稚園と認可保育所とが連携する), ②幼稚園型(幼稚園が保育所的な機能を備える), ③保育所型(保育所がすべての子どもを保育し, 幼稚園的な機能も備える), ④地方裁量型(認可外施設, 幼稚園, 保育所のどちらの認可もないが都道府県が適当と認める))。 ・幼稚園は文部科学省, 保育所は厚生労働省の所管だが, 認定子ども園は両省の「共管」と</p>

		<p>なる。厚生労働省および文部科学省の両省は、①の推進策として、認可の定員 10 人に緩和、施設整備費・運営費は双方の補助制度から助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・利用者と施設の直接契約とし、定員越えは施設が選考する。</li><li>・母子家庭・児童虐待などの家庭には優先入所の配慮がなされる。</li><li>・利用料は、施設ごとに決定し、市町村への届け出が義務化される(市町村の改善命令が可能)。</li></ul>
--	--	--